



金 沢 市 公 報

第 2 8 0 2 号

平成26年(2014年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の変更について (都市計画課) 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 7
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	● 監査公表
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 の更新について (障害福祉課)	3	○監査公表 (第14号) (監査事務局) 8
○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 指定について (環境指導課)	3	● 農業委員会告示
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4	○平成26年金沢市農業委員会組織総会の招集に ついて (農業委員会事務局) 8
○道路の供用の開始について (")	4	● 消防局公告
● 公 告		○消防車のサイレンの使用について (警 防 課) 9
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	4	● 公営企業告示
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て (")	5	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 9
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 9
		● 公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について (企業総務課) 11

告 示

●金沢市告示第224号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営鳴和自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
自転車 82台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成26年6月1日から同月30日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成26年7月11日から同年10月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第225号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	7 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
長土堀2丁目地内	自 転 車	2 台
金石本町地内	自 転 車	2 台
安江町地内	自 転 車	2 台
須崎町地内	自 転 車	1 台
増泉2丁目地内	自 転 車	1 台
粟崎町地内	自 転 車	2 台
三口新町4丁目地内	自 転 車	1 台
北塚町地内	自 転 車	2 台
小坂町地内	自 転 車	1 台
長田町地内	自 転 車	2 台
八日市2丁目地内	自 転 車	2 台

西金沢3丁目地内	自 転 車	2台
伏見新町地内	自 転 車	1台
木曳野土地区画整理事業地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成26年6月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成26年7月11日から平成27年1月10日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定の更新をしたので、同法第51条の規定により告示します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定の更新年月日
1710103035	ジャパンケア 金沢金石	金沢市金石東 1丁目1番58 号	株式会社ジャ パンケアサー ビス	東京都中央区日 本橋小伝馬町13 番4号	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成26年 7月1日
1710103043	ジャパンケア 金沢笠舞	金沢市笠舞1 丁目8番18号	株式会社ジャ パンケアサー ビス	東京都中央区日 本橋小伝馬町13 番4号	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成26年 7月1日

●金沢市告示第227号

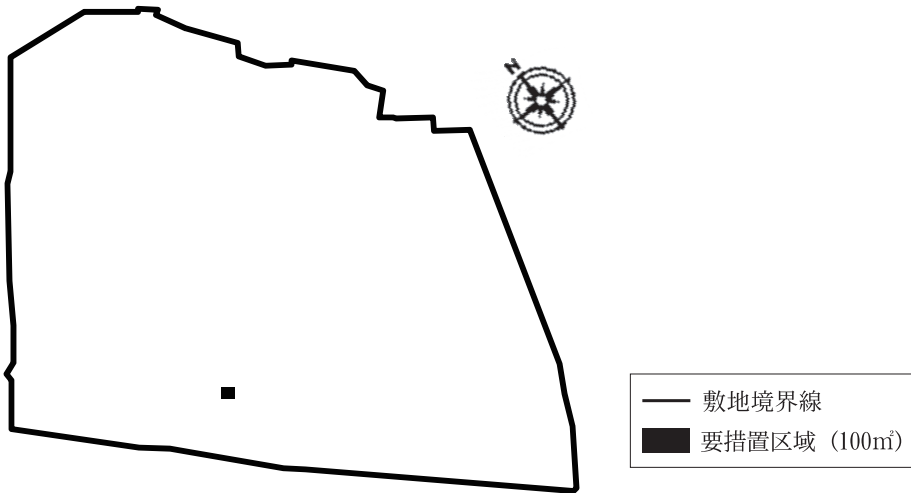
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 要措置区域
金沢市宝町1番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

別図



●金沢市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間		新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	北安江2丁目線 8号	北安江2丁目	601番 2先から	旧	3.0～ 3.5	28.3
		北安江2丁目	601番 3先まで	新		

●金沢市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
北安江2丁目線 8号	北 安 江 2 丁 目	601番 2先から 601番 3先まで
	北 安 江 2 丁 目	
戸板 17号 若宮町線 44号	若 宮 町 ホ 11番 5先から 若 宮 町 チ 201番 先まで	平成26年7月11日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
69	有限会社松井設備	金沢市泉野出町2丁目27番25号	平成26年7月8日
70	日本クリーンサービス	金沢市田上1丁目65番地	平成26年7月11日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
63	株式会社トスマク	小松市安宅新町ナ37番地	平成26年6月18日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年7月11日

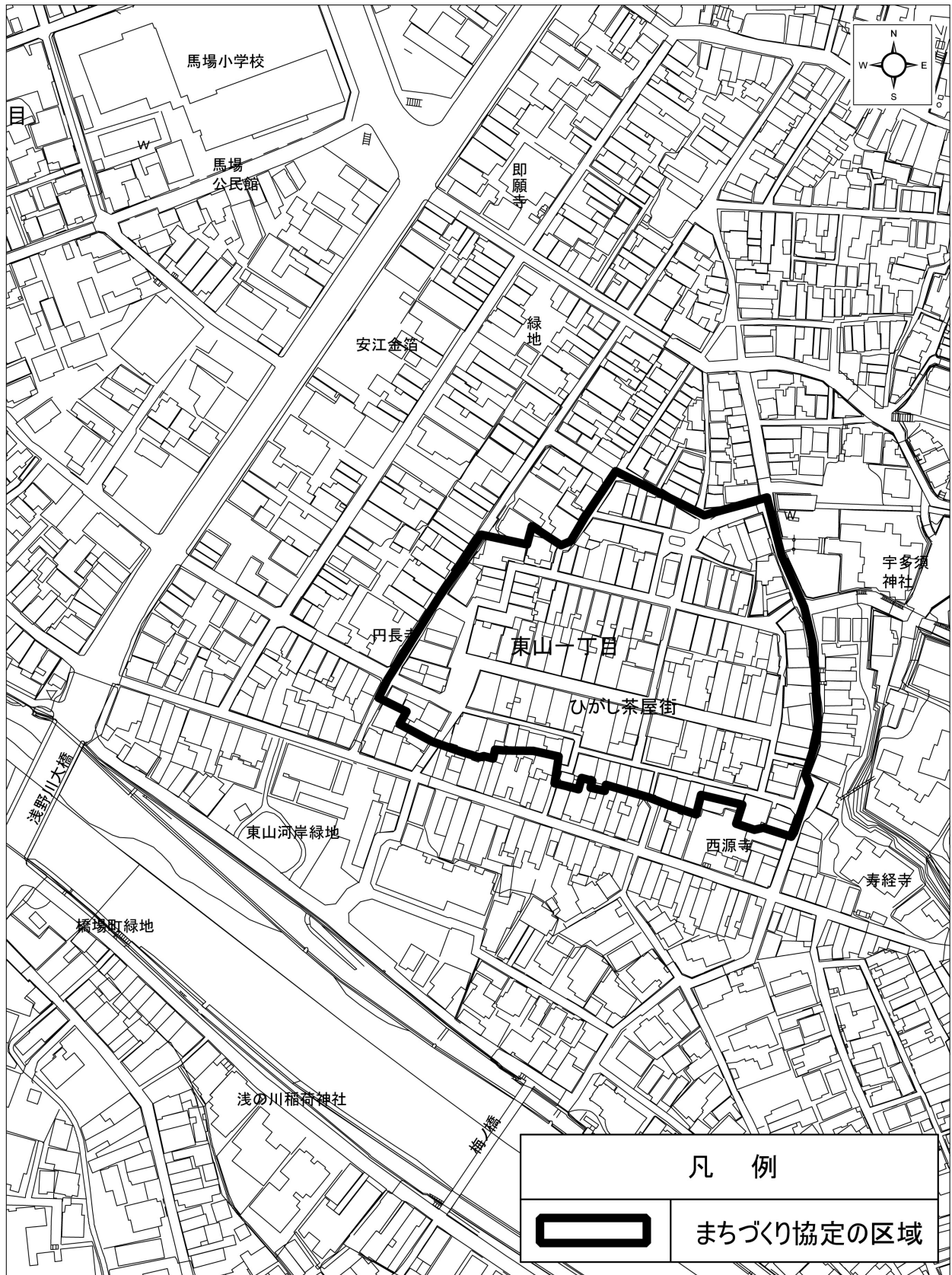
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
東山ひがし地区住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成26年7月8日
- 3 協定番号
10
- 4 協定の名称
東山ひがし地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>【建築物等の形態又は意匠の制限】 (建築物等) 東山ひがし伝統的建造物群保存地区保存計画による。 (屋外広告物等) 屋外広告物等は、自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会（以下「守る会」という。）が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）についてはこの限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p>	<p>【建築物等の形態又は意匠の制限】 (建築物等) 東山ひがし伝統的建造物群保存地区保存計画による。 (屋外広告物等) 1 屋外広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会（以下「守る会」という。）と協議しなければならない。 2 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、守る会が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は5 m以下とし、合計表示面積は4 m²以下とする。 (6) 外壁から張り出して設置する場合は、一建築物につき1ヶ所までとする。また、外壁面からの張り出しは1 m以内とし、表示面積は1 m²以下とする。 (7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1 m以下とし、一面当たりの表示面積は0.5 m²以内で、かつ、合計表示面積は1 m²以下とする。 (8) 広告物全体の合計表示面積は4 m²以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は2 m以下とし、合計表示面積は0.5 m²以下とする。 (6) 外壁から張り出して設置しないもの (7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1 m以下とし、一面当たりの表示面積は0.5 m²以内で、かつ、合計表示面積は1 m²以下とする。 (8) 広告物全体の合計表示面積は2 m²以下とする。 (9) のれんを設置する場合は、縦120cm以下、横は建築物の出入口の幅以下とし、ロゴ、文字等の表示部分の大きさは、縦30cm以下、横42cm以下又は縦42cm以下、横30cm以下とする。 (10) あんどん型の広告物を設置する場合は、幅20cm以下、高さ43cm以下、奥行き15cm以下とする。 (11) のぼり、旗状の広告物及び装飾物でないもの (12) 自家広告であるもの
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工艺品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工艺品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。 (3) 指定喫煙場所を除き路上で喫煙してはならない。 (4) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努めなければならない。また、苦情があったときは、誠意をもって対応しなければならない。 (5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (6) 建築物の格子を覆い隠す行為（屋外広告物等の設置を除く。）をしてはならない。

東山ひがし地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市泉3丁目452番1から452番4まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉本町2丁目145番地3 株式会社山一不動産 代表取締役 山村 奉正	道路 金沢市泉3丁目452番4 及び金沢市所管の法定外公共物の一部

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年7月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 財産の管理等状況監査

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成26年6月17日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 都市政策局歴史文化部文化政策課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成25年8月21日（平成25年監査公表第13号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
公有財産の管理について 消防用設備等の保守・管理や建築物等の劣化状況等の定期点検について、一部の文化施設、保育所及び小中学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった金沢21世紀美術館の防火扉については、平成26年2月までに修繕工事を実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項ただし書の規定により、平成26年金沢市農業委員会組織総会を次のとおり招集します。

平成26年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 日時
平成26年7月22日午後4時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
金沢市農業委員会の組織構成について

消 防 局 公 告

平成26年度石川県海上防災訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成26年7月11日

金沢市消防長 大 野 耕 司

場 所 金沢港無量寺埠頭(無量寺町地内)

日 時 平成26年7月21日(月) 午前10時から午前11時15分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年7月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成26年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 88,170円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 92,200円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 89,150円
- 2 原料価格変動額 25,400円
 算式 89,150円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 25,400円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 + 25,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に20.82円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成26年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	247円78銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	245円78銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	233円28銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	231円45銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	226円45銭

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年7月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成26年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,200円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,200円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	430円39銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	421円29銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成26年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,200円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,200円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	430円47銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	421円37銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,200円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,200円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成26年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	409円24銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	400円14銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,200円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,200円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	452円85銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	443円75銭

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成26年7月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
453	能村水道工業所	白山市鶴来古町ワ6番地	平成26年6月13日

平成26年(2014年)7月11日 印刷
平成26年(2014年)7月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄